

QCサークル本部長賞

QC Circle Grand Prize

応募の手引き

1. QCサークル本部長賞規定…………… 1
2. QCサークル本部長賞
（事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門）規定…………… 4
3. 全日本選抜QCサークル大会（小集団改善活動）
『本部長賞』選考のための審査基準…………… 11
4. 全日本選抜QCサークル大会（小集団改善活動）の
発表・審査に関する申し合わせ事項…………… 13
5. 運営事例の意義と本部長賞の魅力について…………… 15

2023 年 度

QCサークル本部

Q C サークルの基本

Q C サークル活動とは

Q C サークルとは、
第一線の職場で働く人々が
継続的に製品・サービス・仕事などの質の管理・改善を行う
小グループである。

この小グループは、
運営を自主的に行い
Q C の考え方・手法などを活用し
創造性を発揮し
自己啓発・相互啓発をはかり
活動を進める。

この活動は、
Q C サークルメンバーの能力向上・自己実現
明るく活気に満ちた生きがいのある職場づくり
お客様満足の向上および社会への貢献
をめざす。

経営者・管理者は、
この活動を企業の体質改善・発展に寄与させるために
人材育成・職場活性化の重要な活動として位置づけ
自らTQMなどの全社的活動を実践するとともに
人間性を尊重し全員参加をめざした指導・支援
を行う。

Q C サークル活動の基本理念

人間の能力を発揮し、無限の可能性を引き出す。
人間性を尊重して、生きがいのある明るい職場をつくる。
企業の体質改善・発展に寄与する。

1. QCサークル本部長賞規定

1971年（昭和46年）3月11日	制定	2010年（平成22年）1月14日	一部改定
1992年（平成4年）11月30日	一部改定	2011年（平成23年）1月14日	一部改定
1994年（平成6年）11月9日	一部改定	2012年（平成24年）1月13日	一部改定
1996年（平成8年）1月22日	一部改定	2012年（平成24年）3月6日	一部改定
1997年（平成9年）3月12日	一部改定	2014年（平成26年）1月10日	一部改定
1998年（平成10年）11月30日	一部改定	2016年（平成28年）3月1日	一部改定
2003年（平成15年）2月28日	一部改定	2017年（平成29年）8月4日	一部改定
2004年（平成16年）5月17日	一部改定	2018年（平成30年）8月3日	一部改定
2007年（平成19年）3月1日	一部改定施行	2020年（令和2年）3月1日	一部改定
2008年（平成20年）3月12日	一部改定	2021年（令和3年）3月1日	一部改定
2008年（平成20年）6月3日	一部改定	2022年（令和4年）3月1日	一部改定

1. QCサークル本部長賞とは

1971年から創設された賞である。『QCサークルの基本』の精神に則り、他の範となるべき活動を行うQCサークルに授与される。QCサークル活動（小集団改善活動）〔以下QCサークル活動と呼ぶ〕の普及とその活性化、レベルアップを目的としている。

応募者は事業所長の推薦をもって、QCサークル各支部に応募する。応募サークルは各支部で選考のうえ、QCサークル本部に推薦される。推薦サークルにはQCサークル本部長賞審査委員会で書類審査と発表会〔全日本選抜QCサークル大会（小集団改善活動）〕によって本部長賞優秀賞、特に他の範となる活動に同最優秀賞が授与される。

また、優秀賞の中で、運営の工夫（個の成長と活動の継続性・発展性を含む）や、個別改善の分野で秀でた活動に本部長賞運営特別賞、同改善特別賞を授与することがある。

2. QCサークル本部長賞表彰規定

第1条 主旨

- (1) 本賞は、『QCサークルの基本』の精神に則り、他の範となるべき活動を行うQCサークルに授与されるものである。
- (2) 本賞は、
QCサークルの普及とその活性化
個々のQCサークル活動のレベルアップ
を目的とする。

第2条 名称

- (1) 本賞は、QCサークル本部長賞と呼ぶ。
- (2) 本賞には最優秀賞と優秀賞、並びに、運営特別賞、改善特別賞を設け、それぞれQCサークル本部長賞最優秀賞、同優秀賞、同運営特別賞、同改善特別賞と呼ぶ。

第3条 表彰の対象

表彰の対象はQCサークルとする。

第4条 表彰

- (1) 毎年全日本選抜QCサークル大会（小集団改善活動）において、QCサークル本部長（以

下本部長と呼ぶ)が表彰する。

- (2) 表彰は、審査結果に基づき、特に他の範となる活動は最優秀賞とし、それ以外は優秀賞とする。最優秀賞は複数授与もありうる。

最優秀賞、優秀賞の授与は表彰状ならびに表彰盾によって行う。

- (3) 表彰状および表彰盾には、企業・組織名、QCサークル名および表彰年度を記入する。
- (4) 表彰状は、当該QCサークル1件につき1枚とする。
- (5) 表彰盾は、発表サークルに対し1個授与する。合同サークルや営業所としての活動はその数とする。
- (6) 優秀賞の中で、運営の工夫(個の成長と活動の継続性・発展性を含む)や、個別改善の分野で秀でた活動に運営特別賞、改善特別賞を授与することがある。

第5条 審査

- (1) 審査は、QCサークル本部長賞審査委員会が行う。
- (2) 審査委員会は、QCサークル本部正・副幹事長、本部幹事、各支部長(または副支部長)を審査委員として構成し、QCサークル本部幹事長が審査委員長を務める。審査委員長、委員の委嘱は、本部長が行う。
- (3) 審査は、応募サークルの中からQCサークル支部が推薦したものを対象とし、別途定める「全日本選抜QCサークル大会(小集団改善活動)『本部長賞』選考のための審査基準」並びに「全日本選抜QCサークル大会(小集団改善活動)の発表・審査に関する申し合わせ事項」に基づき、第6条(2)項ならびに第10条(3)項に基づいて提出された書類と発表会によって行う。この発表会は、全日本選抜QCサークル大会(小集団改善活動)をこれにあてる。

第6条 応募

- (1) 本賞は公募とする。
 - (2) 応募者は必要書類(書式1 QCサークル本部長賞推薦書、書式2 QCサークル活動(小集団改善活動)状況説明書)を添付し、1事業所1件を限度として、5月31日までにQCサークル各支部事務局へ応募する。
 - (3) 当該支部・地区の事業所(本社、工場など)で活動する企業・組織のサークルに限り、サークルが活動する事業所の所在地以外の支部・地区への応募はできない。
 - (4) 募集は毎年『QCサークル』誌、クオリティ・クラブ(旧日科技連ニュース)、日科技連およびQC CIRCLE FRONTLINEのホームページにおいて公示する。他に小冊子(QCサークル本部長応募の手引き)を準備し、各支部必要先(要望により)に配付する。
- [注] 応募に必要な書類は、書式1、2の他に、各支部において必要な場合は、各支部で決めてもよい。それは、本部に送付する必要はない。

第7条 資格

応募者は、QCサークル本部に登録しているサークルとする。

- [注] a) 登録サークルが細分化し、たとえばサブサークルを結成、これが表彰の対象となった場合、元のサークルが登録されていれば、たとえそのサブサークルが登録されていなくても表彰対象とすることができる。

- b) サークルの名称は、本部登録が行われていれば何でもよく、たとえば自主管理活動、ZDグループ、TPMサークルなどでもかまわない。

第8条 支部推薦

- (1) QCサークル各支部において応募サークルの中から選考し、支部長が本部に推薦する。
- (2) 推薦にあたってつぎの書類を添付する。
QCサークル本部長賞推薦書（書式1）
QCサークル活動（小集団改善活動）状況説明書（書式2） ※直近5年分を記入。
- (3) 推薦件数は、各支部地域内本部登録QCサークル数、年間大会発表件数ならびに大会参加者数等を勘案して、前年8月に開催されるQCサークル委員会において審議し、本部長が決める。
- (4) 推薦は、7月31日をもって締め切る。

第9条 受賞サークルの公示

受賞サークルは、全日本選抜QCサークル大会（小集団改善活動）、『QCサークル』誌、クオリティ・クラブ（旧日科技連ニュース）日科技連およびQC CIRCLE FRONTLINEのホームページにおいて発表する。

第10条 全日本選抜QCサークル大会（小集団改善活動）

- (1) 各支部から推薦されたQCサークルは、全日本選抜QCサークル大会（小集団改善活動）において発表を行い、審査を受ける。
発表者は、推薦されたサークルのリーダーおよびメンバーに限る。
- (2) 1サークルについて発表時間は準備時間を含めて19分（準備1分、発表18分）とする。
- (3) 発表者は、A4判用紙10枚以内で原稿データを作成し、8月31日までに本部へ提出する。
- (4) 発表内容、原稿の内容についてはとくに制限を設けていないが、支部大会で発表したものから発表内容の趣旨を変更してはならない。
また、運営の工夫を述べる中に2件程度の改善事例をおりこむが、改善事例の趣旨を変更してはならない。
- (5) 発表機材は、原則、パソコン・液晶プロジェクター（各1台）にて行う。
画面の枚数は時間内に終了できるよう構成することとし、パソコンは、発表サークルが使い慣れている機材を持ち込むものとする。
使用マイクの本数は、2本以内とする。なお、マイクの使用は壇上の発表者のみとし、パソコン操作者の使用は認めない。
発表は、全体として過度な脚色・演出にならないようにする。
- (6) 発表の順序は、QCサークル委員会において抽選により決定する。

付則

第11条 改廃手続き

この規定の改廃は、QCサークル委員会の協議により行う。

第12条 施行年月日

この規定は、1971年（昭和46年）4月1日から施行する。

2. QCサークル本部長賞(事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門)規定

2007年(平成19年)	5月15日	制定
2008年(平成20年)	3月12日	一部改定
2008年(平成20年)	6月3日	一部改定
2010年(平成22年)	1月14日	一部改定
2011年(平成23年)	1月14日	一部改定
2012年(平成24年)	1月13日	一部改定
2012年(平成24年)	3月6日	一部改定
2013年(平成25年)	3月1日	一部改定
2014年(平成26年)	1月10日	一部改定
2016年(平成28年)	3月1日	一部改定
2017年(平成29年)	8月4日	一部改定
2018年(平成30年)	8月3日	一部改定
2020年(令和2年)	3月1日	一部改定
2021年(令和3年)	3月1日	一部改定
2022年(令和4年)	3月1日	一部改定

第1条 本規定の目的

本規定は、1971年に創設され毎年開催されてきた全日本選抜QCサークル大会(小集団改善活動)とは別に、事務・販売・サービスに関する業務に携わるQCサークルの体験事例を発表する場を新たに設定し、QCサークル本部長賞(事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門)を設けて授与するにあたり、その賞に関する運営、施行を明確にすることを目的とする。

第2条 賞の名称

- (1) 本規定によるQCサークル本部長賞は、QCサークル本部長賞(事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門)とする。
- (2) 本賞には、最優秀賞と優秀賞、並びに、運営特別賞、改善特別賞を設け、それぞれQCサークル本部長賞(事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門)最優秀賞、同優秀賞、同運営特別賞、同改善特別賞と呼ぶ。

第3条 賞の主旨と目的

- (1) 主旨
本賞は、『QCサークルの基本』の精神に則り、他の範となるべき活動を行うQCサークルに授与されるものである。
- (2) 目的
本賞は、事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕に関する業務に携わるQCサークルの普及とその活性化、及び個々のQCサークル活動のレベルアップを目的とする。

第4条 表彰の対象

表彰の対象は、QCサークルとする。

[注] サークルの名称は、本部登録が行われていれば何でもよく、たとえば自主管理活動、ZDグループ、TPMサークルなどでもかまわない。

第5条 表彰

- (1) 毎年開催する事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門全日本選抜QCサークル大会(小集団改善活動)において、QCサークル本部長(以下本部長と呼ぶ)が表彰する。

- (2) 表彰は審査結果に基づき、特に他の範となる活動は最優秀賞とし、それ以外は優秀賞とする。最優秀賞は複数授与もありうる。
最優秀賞、優秀賞の授与は表彰状ならびに表彰盾によって行う。
- (3) 表彰状および表彰盾には、企業・組織名、QCサークル名および表彰年度を記入する。
- (4) 表彰状は、当該QCサークル1件につき1枚とする。
- (5) 表彰盾は、発表サークルに対し1個授与する。合同サークルや営業所としての活動はその数とする。
- (6) 優秀賞の中で、運営の工夫（個の成長と活動の継続性・発展性を含む）や、個別改善の分野で秀でた活動に運営特別賞、改善特別賞を授与することがある。

第6条 審査

- (1) 審査は、QCサークル本部長賞審査委員会が行う。
- (2) 審査委員会は、QCサークル本部正・副幹事長、本部幹事を審査委員として構成し、QCサークル本部幹事長が審査委員長を務める。審査委員長、委員の委嘱は、本部長が行う。
- (3) 審査は、応募サークルの中からQCサークル支部が推薦したものを対象とし、別途定める「全日本選抜QCサークル大会（小集団改善活動）『本部長賞』選考のための審査基準」並びに「全日本選抜QCサークル大会（小集団改善活動）の発表・審査に関する申し合わせ事項」に基づき、第7条(2)項ならびに第11条(3)項に基づいて提出された書類と発表会によって行う。
この発表会は、事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門全日本選抜QCサークル大会（小集団改善活動）をこれにあてる。

第7条 応募

- (1) 本賞は公募とする。
- (2) 応募者は必要書類（書式1 QCサークル本部長賞推薦書、書式2 QCサークル活動（小集団改善活動）状況説明書）を添付し、1事業所1件を限度として、QCサークル各支部事務局へ応募する。
- (3) 当該支部・地区の事業所（本社、工場など）で活動する企業・組織のサークルに限り、サークルが活動する事業所の所在地以外の支部・地区への応募はできない。
- (4) 募集は毎年『QCサークル』誌、クオリティ・クラブ（旧 日科技連ニュース）、日科技連およびQC CIRCLE FRONTLINEのホームページにおいて公示する。
他に小冊子（QCサークル本部長賞（事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門）応募の手引き）を準備し、各支部必要先（要望により）に配付する。
〔注〕応募に必要な書類は、書式1、2の他に、各支部において必要な場合は、各支部で決めてもよい。それは、本部に送付する必要はない。
- (5) 応募サークルは、事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門の体験事例を発表するものとし、製造・技術・品証部門／事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門区分については、別紙-1の製造・技術・品証部門／事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門区分ガイドラインを目安とする。

第8条 資格

応募者は、QCサークル本部に登録しているサークルとする。

〔注〕登録サークルが細分化し、たとえばサブサークルを結成、これが表彰の対象となった場合、元のサークルが登録されていれば、たとえそのサブサークルが登録されていなくても表彰対象とすることができる。

第9条 支部推薦

- (1) Q Cサークル各支部において応募サークルの中から選考し、支部長が本部に推薦する。
選考方法は、発表会か書類選考にするか各支部にて決定する。
- (2) 推薦にあたっては、つぎの書類を添付する。
Q Cサークル本部長賞推薦書（書式1）
Q Cサークル活動（小集団改善活動）状況説明書（書式2） ※直近5年分を記入。
- (3) 推薦件数は、各支部地域内の事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門からの本部登録Q Cサークル数ならびに年間大会発表件数等を勘案して、前年1月に開催されるQ Cサークル委員会において審議し、本部長が決める。
- (4) 推薦は、2月末日をもって締め切る。ただし、事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門全日本選抜Q Cサークル大会（小集団改善活動）の開催日程により、締め切り日は変動することもある。

第10条 受賞サークルの公示

受賞サークルは、事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門全日本選抜Q Cサークル大会（小集団改善活動）、『Q Cサークル』誌、クオリティ・クラブ（旧 日科技連ニュース）日科技連およびQC CIRCLE FRONTLINEのホームページにおいて発表する。

第11条 事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門全日本選抜Q Cサークル大会（小集団改善活動）の運営

- (1) 各支部から推薦されたQ Cサークルは、事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門全日本選抜Q Cサークル大会（小集団改善活動）において発表を行い、審査を受ける。
発表者は、推薦されたサークルのリーダーおよびメンバーに限る。
- (2) 1サークルについて発表時間は準備時間を含めて19分（準備1分、発表18分）とする。
- (3) 発表者は、A4判用紙10枚以内で原稿データを作成し、3月31日までにQ Cサークル本部へ提出する。
- (4) 発表内容、原稿内容についてはとくに制限を設けていないが、支部大会で発表したものから発表内容の趣旨を変更してはならない。
また、運営の工夫を述べる中に1件以上の改善事例をおりこむが、改善事例の趣旨を変更してはならない。
- (5) 発表機材は、原則、パソコン・液晶プロジェクター（各1台）にて行う。画面の枚数は時間内に終了できるよう構成することとし、使用するパソコンは、発表サークルが使い慣れている機材を持ち込むものとする。
使用マイクの本数は、2本以内とする。なお、マイクの使用は壇上の発表者のみとし、パソコン操作者の使用は認めない。
発表は、全体として華美にならないようにする。
- (6) 発表の順序は、抽選により決定する。

付則

第12条 改廃手続き

この規定の改廃は、Q Cサークル委員会の協議により行う。

第13条 施行年月日

この規定は、2007年（平成19年）5月15日から施行する。

支部長→本部長

書式 1

QCサークル本部長賞

推薦書

QCサークル本部長賞（事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門）

↑○印を付けてください

サークルの所属する企業・組織が記入してください。

記入日 年 月 日

企業・組織・事業所名

代表者名

職位：

所在地 〒

フリガナ
サークル名

フリガナ
リーダー名

本部登録番号

（所属・職位：)

構成メンバー 名
（男： 女：)

平均年齢 歳

担当業務内容

フリガナ
連絡担当者

『QCサークル』誌購読部数

（所属・職位：) 部

TEL E-mail

FAX

当該サークルの特徴（150字以内、案内状のサークル紹介にも利用します）

発表テーマ（案内状に使用します）

以下は、支部で記入してください。

推薦日 年 月 日

上記のQCサークルを 年度QCサークル本部長賞に推薦いたします。

QCサークル 支部 支部長 印

支部審査の所見（推薦理由）

製造・技術・品証部門／事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門 区分ガイドライン

QCサークル本部

2007年（平成19年）5月15日 制定
2010年（平成22年）3月1日一部改定
2011年（平成23年）8月3日一部改定
2012年（平成24年）3月6日一部改定
2013年（平成25年）3月1日一部改定

1. 目的：

QCサークルが体験事例を発表するにあたり、製造・技術・品証部門／事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門の部門別に発表する場合に、発表サークルが自分達の体験事例を発表する部門を判断する目安とする。

2. 判断の拠り所：

製造・技術・品証部門／事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門の区分けは、活動対象となる業務が、『モノ（ハード）づくりを主体とした製造業務、もしくはそれに関わる技術・品質保証業務に関するもの』は、製造・技術・品証部門とし、それ以外を事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門とすることを原則とする。

また、部門の区分けは、そのサークルが所属する企業の業種や会社の部門ではなく、そのサークルの対象とするテーマによって判断されるものである。

判断に迷う場合には、主催者に相談するか、もしくは製造・技術・品証部門での発表を優先させることとする。

3. 補 足：

表－1に製造・技術・品証部門／事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門のおおまかな括りを示すので、それを参考にしていきたい。

【区分例】：

業 務	テーマ例	部 門
1. 物流・運送・運搬	倉庫スペースの改善・有効活用	事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門
2. 物流・運送・運搬	在庫削減	事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門
3. 物流・運送・運搬	運搬の効率化	事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門
4. 食品などの店頭販売	売上げ向上	事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門
5. 飲食店などの接客	接客方法の改善（お客様満足度の向上）	事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門
6. アフターサービス	巡回の効率化	事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門
7. アフターサービス	交換・修理の効率化	事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門
8. メンテナンス	機器の故障トラブルの再発防止	製造・技術・品証部門
9. メンテナンス	お客様との対応の改善	事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門
10. 検査・品質保証	検査漏れの撲滅	製造・技術・品証部門
11. 検査・品質保証	検査データのデータベース化（管理の効率化）	事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門

以上

表－ 1

製造・技術・品証部門／事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門区分ガイドライン

製造・技術・品証部門		事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門	
製 造	加工，組立，塗装，包装，化工装置・設備の運転・管理 部品・材料・素材の製品ラインへの供給・運搬・投入	事 務	人事，労務，法務，知財，経理，財務，会計，広報，I R，購買，調達，資材，生産管理，品質管理，受付，秘書，人材育成 その他庶務一般
技 術	生産技術，設備・機器の保守・保全，維持・管理・メンテナンス 技術開発，研究 設備工事，建設 鉄道や電力などの大型設備の工事・メンテナンス	販 売	営業（個人・法人，国内・海外），営業企画，マーケティング，営業サポート 販売・セールス，小売り コンシューマー製品のアフターサービス，メンテナンス
品質保証	検査，実験・評価，品質保証，品質監査 部品・原材料・素材の受け入れ検査	サービス	医療，看護，介護，清掃 ホテル・旅館，教育・コンサルタント，不動産仲介 運送・運搬，保管 ソフトウェア（アプリケーション，データベース，ネットワークなど）の開発，プログラミング，サポート カスタマーサポート，コールセンター，ヘルプデスク 食堂・レストランや駅，車両などでの接客 銀行，証券

書式 2 QCCサークル活動（小集団改善活動）状況説明書

項目	活動期間	代表的なテーマ	ストリー	キーワード	改善効果	社内・外発表状況	備考	年	月	日
記入例	04.03～04.06	塗装ライン工程内の不良「ゼロ」をめざそう！	課題達成型	不良対策	キズ20件→0件 サークルスキルのアップ	全社小集団大会 第4690回QCC全国大会（神縄）	社長賞 QCサークル感動賞			
	05.02～05.04	検査室における待ち時間の短縮	問題解決型	作業改善	待ち時間20分以内に短縮	QCサークル発表会（院内）	院長賞 『QCサークル石川馨賞』			
活動状況										

サークル名

※この用紙は応募者が記入してください。
 ※ここに記入する「テーマ名」はQCサークル結成後活動されねたテーマをお書きください。
 ※直近5年分を記入。
 ※この用紙は発表用原稿に添付してご提出ください。

3. 全日本選抜QCサークル大会（小集団改善活動） 『本部長賞』選考のための審査基準

QCサークル本部
2007年（平成19年）5月15日 改定
2010年（平成22年）1月14日一部改定
2012年（平成24年）3月6日一部改定
2022年（令和4年）3月1日一部改定

1. 審査の着眼点（カッコ内の点数は、評価配点）

(1) 運営の工夫／個の成長と活動の継続性・発展性（40点）

QCサークルの基本理念に即して、活動が継続・発展出来るような運営の工夫がなされているか。

(2) 改善事例の内容と成果（40点）

適切なテーマで、組織に貢献する、内容のある確かな活動になっているか。

(3) 発表の方法（20点）

分かりやすくロジカルな発表で、感銘を受けるような内容か。

2. 審査に当たっての注意事項

イ) 誠意を持って、公正な評価を行う。

所属する支部・会社などに偏った評価をしない。

ロ) 発表のパフォーマンスに惑わされない。

浪花節的なストーリー、学芸会型の過度なパフォーマンス、怒鳴り立てるような大きな声、脚色・演出し過ぎた発表は減点対象とする。

ハ) QCサークルの経歴だけに拘らない。

長い歴史を持ったサークルは大事だが、これだけの評価しない。

最近のサークルでも、活力と、着実な活動を評価する。

また、継続性とは活動の継続性であって、サークルの継続性に限定するものではない。

ニ) 改善事例と運営事例を均等に評価する。

選抜大会では、運営事例が強調される傾向になるが、改善事例の内容も正しく評価する。

ホ) 活動の組織への貢献度を重視する。

ヘ) 更に詳細な着眼ポイントについては、別紙「QCサークル本部長賞選考着眼ポイント」を参照。

QCサークル本部長賞選考着眼ポイント

審査の着眼点	配点	着眼ポイント
(1.1) 運営の工夫	40点	<p>◇QCサークルの基本理念をよく理解し、その具現化と組織への貢献に向けて参考になる活動となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の体質改善・発展に寄与するなど組織への貢献 ・職場を取り巻く環境の変化（人員構成や雇用形態、組織編成の変化など）への対応 ・会合の開き方、勤務時間や年齢差への対応など永続的な活動への工夫・努力
(1.2) 個の成長と活動の継続性・発展性		<p>◇サークル・個の成長と活動の継続性・発展性を旨とした活動となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サークル（リーダー・メンバー、固有技術、組織能力など）の成長 ・技術・技能の伝承 ・自己啓発・相互啓発の努力 ・リーダーシップ・メンバーシップの発揮 ・他サークル・スタッフ・職制との連携・活用 ・自主性（自律性・自走力など）をもった活動 ・やりがい・達成感・生きがいのある明るい職場づくり
(2) 改善事例の内容と成果	40点	<p>◇個別改善事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織に貢献しているか ・顧客や職場のニーズに対応した適切なテーマが選定されているか ・活動プロセスは論理的・科学的で、活動結果に技術的・技能的進歩は認められるか ・適切な手法を、正しく使っているか ・目標を達成し、標準化と管理の定着は的確か
(3) 発表の方法	20点	<p>◇内容の分かり易さ、さわやかさ</p> <p>◇発表のパフォーマンスに惑わされない（過度な脚色・演出、発表のための発表になっていないこと）</p>

4. 全日本選抜QCサークル大会（小集団改善活動）の 発表・審査に関する申し合わせ事項

QCサークル本部
2007年（平成19年）5月15日 制定
2010年（平成22年）1月14日一部改定
2012年（平成24年）3月6日一部改定
2013年（平成25年）3月1日一部改定
2015年（平成27年）8月7日一部改定
2018年（平成30年）8月3日一部改定
2022年（令和4年）3月1日一部改定

1. 推薦

支部推薦にあたり、「製造・技術・品証部門」か「事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門」かの判断に迷う場合は、推薦する前に主催者（QCサークル本部）に相談し、その判断は支部が行う。

2. 発表方法

- (1) 体験事例発表での“〇〇の時代、〇〇の時代”といった表現方法にはこだわらない。
- (2) 運営の工夫、個の成長と活動の継続性などを述べるにあたり、3～5年程度、あるいはそれ以下の期間の活動・運営について述べるのが好ましく、あまりに長い期間の経緯はできる限り避けるよう努める。

3. 審査と表彰

- (1) 審査委員の構成
本部正・副幹事長が必要と認めた場合には、専門分野の有識者を審査委員として加えることができる。
- (2) 審査委員打合せ会
発表会の前日に審査委員打合せ会を開催し、注目されるポイントなどの擦り合わせを行う。
打合せ会に先立ち、審査委員は「QCサークル本部長賞規定」第6条(2)項ならびに第10条(3)項に基づいて提出された書類を熟読し、「意見記入用紙」をQCサークル本部に提出する。
- (3) 最優秀賞の選出
審査委員会は『本部長賞』選考のための審査基準によって審査し、特に他の範となる活動を「本部長賞（最優秀賞）」とする。
それ以外は「同優秀賞」とする。
- (4) 特別賞の選出
優秀賞の中で、特に、運営の工夫（個の成長と活動の継続性・発展性を含む）や、個別改善の分野で秀でた活動にそれぞれ「本部長賞運営特別賞」、「同改善特別賞」を授与することがある。
- (5) 審査委員長賞の選出
サークル事例内容に目立った特色（良い点）があり、今後の活動に期待できるポイントがあれば、審査委員長である本部幹事長に判断を委ね、表彰状を授与する。

4. 事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門全日本選抜QCサークル大会（小集団改善活動）の審査と表彰

(1) 審査委員の構成

審査委員会は、QCサークル本部正・副幹事長、本部幹事で構成し、本部正・副幹事長が必要と認めた場合には、医療・福祉等の専門分野の有識者を審査委員として加えることができる。

(2) 審査

1) 事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門全日本選抜QCサークル大会（小集団改善活動）での審査は、従来の選抜大会の評価シートを使用することとするが、発表事例も多様な内容が予想されるので、事前に審査委員打合せ会を開催し、注目されるポイントなどの摺り合わせを行うこととする。

2) 事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門という職場の特質を十分考慮し、当該サークルの活動の多様性（活動期間、メンバー構成、テーマ内容等）を幅広く容認し、QCサークルの基本理念を具現化した活動を積極的に発掘、評価するよう努める。

例えば、一つの個別改善テーマに取り組む活動の前後、または活動の中で運営上の工夫を行い、QCサークル活動（小集団改善活動）の基本理念の実現に向けた活動を実践したような体験事例でもよい。

(3) 表彰

1) 最優秀賞の選出

審査委員会は『本部長賞』選考のための審査基準によって審査し、特に他の範となる活動を「本部長賞（事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門）最優秀賞」とする。

それ以外は「同優秀賞」とする。

2) 特別賞の選出

優秀賞の中で、特に、運営の工夫（個の成長と活動の継続性・発展性を含む）や、個別改善の分野で秀でた活動にそれぞれ「本部長賞（事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門）運営特別賞」、「同改善特別賞」を授与することがある。

(4) 審査委員長賞の選出

事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門の活動において、事例内容に目立った特色（良い点）があり、今後の活動に期待できるポイントがあれば、審査委員長である本部幹事長に判断を委ね、表彰状を授与する。

5. 選考理由の公表

「最優秀賞」「運営特別賞」「改善特別賞」には、選考に至った理由を審査結果発表の際に説明して、高く評価するとともに、他の範とする。

6. 出場サークルへのコメント

発表会終了後、選考結果にかかわらず、出場サークルには、良かった点と、更に良くするためのコメントを個別に伝える。

以上

5. 運営事例の意義と本部長賞の魅力について

2017年（平成29年）1月12日 作成

運営事例の意義は、QCサークル活動に取り組むことにより、具体的な職場の問題解決が進むとともに、活動を通じて人は成長し、お互いを認め合う質の高い改善が進み、職場が変わることにあります。また、運営事例の発表の狙いは、これまで実施・運営してきたQCサークル活動を振り返り、運営事例発表に取り組むことを通じて、活動の節目、節目で自分たちの活動、仕事への取り組みなどについて、“PDCA”の廻し方を習得することであり、職場活性化の有効な手段の一つです。

（QCサークル本部幹事：深澤 行雄）

QCサークル本部長賞応募の手引き

2023年3月1日発行

非売品

編纂 QCサークル本部
発行人 QCサークル本部長
佐々木 眞一

発行所 一般財団法人 日本科学技術連盟 内

QCサークル本部

〒166-0003 東京都杉並区高円寺南1-2-1 電話 (03) 5378-9815
FAX (03) 5378-9842

E-mail: juseqccd@juse.or.jp